

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	5 - 5
法令名	中小企業団体の組織に関する法律		根拠条項	42 - 1
許認可等	商工組合又は商工組合連合会の設立の認可			
<p>1 根拠規定(許認可要件)</p> <p>発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を知事に提出して、設立の認可を受けなければならない。</p> <p>知事は、商工組合にあつては第12条の、商工組合連合会にあつては第16条の要件を備えていること、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと、地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること、組合員に出資させる商工組合で第17条第2項の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経済的基礎を有することが認められるときは、設立の認可をしなければならない。</p> <p>2 審査基準</p> <p>商工組合又は商工組合連合会の設立の認可に当つては、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合制度の運用について (平成12年12月18日付け商第885号愛媛県知事通知)</p> <p>1 商工組合の設立について(法第42条)</p> <p>(1) 中小企業が営む事業の改善発達を図るため、未組織の中小企業者が商工組合による組織化を行うよう積極的に設立を認める方針とする。</p> <p>(2) 事業協同組合であつて、広地域の同業者を広く包含し、その事業内容等からみて実質的に商工組合の実体を備えるものについては、商工組合として活動するのが望ましいので、できるだけ商工組合へ組織変更するよう指導する。</p> <p>(3) 事業協同組合の設立の要望があつた場合においても、それが、商工組合の設立の要件を備えることができるものであり、かつ、既存の商工組合の地区と重複しないと認められるものであるときは、できるだけ商工組合による組織化を指導することとし、協同組合の設立は、原則として、商工組合によっては円滑に実施することが困難であると認められる経済事業を行うことが予想される場合に限る。</p> <p>(4) 経済事業を行う商工組合にあつては出資組合、経済事業を行わない商工組合にあつては、非出資組合でなければ設立認可しない。</p> <p>(5) 商工組合設立に当たっては、特別の事情がないかぎり、別紙「業種別組合地区表」に準拠して、組合の地区を定めること。</p> <p>(6) 一又は二以上の都道府県の区域以外の区域を地区とする商工組合の設立は、原則として、認可しない。</p> <p>(7) 商工組合の設立認可に当たっては、法第42条第2項各号に掲げる要件に適合しているかどうかを検討することはもちろんであるが、その際、当該業界の改善発達を図る方策の基本方針の提出を求めてこれを検討し、これが当該業界の改善発達に資するものであると認められるかぎり、できるだけ、その設立を認可する方向で検討する。</p> <p>(8) 資格事業は、原則として、同一業種に属する事業(別紙「業種別組合地区表」参照)とするが、当該業界において一般的に特定の兼業が行われているか、行われる見通しがある場合におけるその兼業にかかる特定の事業については当該業界が組合によって行おうとする事業からみて、組合員間に利害相反の関係がおこらないものであるかぎり、原則として、これをあわせて資格事業とする。</p> <p>(9) 商工組合及び商工組合連合会を設立した場合は、独占禁止法第8条第2項に基づき、公正取引委員会規則の規定するところに従いその旨を必ず公正取引委員会に届け出ることとなっているので、留意すること。</p>				